



## 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

### クーリング・オフ制度の手順

- 1** 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2** ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3** ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4** 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

クーリング・オフができる場合・期間など、詳しくは**消費生活センター**へ

#### —ハガキの書き方—

##### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
商品名 ○〇〇〇  
契約金額 ○〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇 △△営業所  
担当者〇〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 ○〇〇〇

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

### クーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで!

専門の相談員が問題解決の方法を探します。あきらめないで、まずは相談してください。

困ったときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

### 東京都消費生活総合センター

(日・祝日、年末年始はお休みです)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階

**消費生活相談** 受付時間 月～土曜日、午前9時～午後5時

**03-3235-1155**

お近くの消費生活相談窓口につながります

**消費者  
ホットライン** **局番なし 188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

このリーフレットについてのお問い合わせ【東京都消費生活総合センター活動推進課】 03-3235-1157 令和元年8月作成

### 関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止

共同キャンペーン

# みんなで見守り 悪質商法にだまされない!



土曜日も相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は

**高齢者被害 110番**

**03-3235-3366**

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの通報・問い合わせは

**高齢消費者見守りホットライン**

**03-3235-1334**

お近くの消費生活相談窓口につながります

**消費者ホットライン**

**局番なし 188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

東京都消費生活総合センター

くらしに関わる東京都の情報サイト 東京くらしWEB

[www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp)

検索



# 不安になつたら、周囲の人にはまず相談

## 利殖商法

「必ず儲かります」などの儲け話は要注意!



### 対策

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容を十分確認する。
- うまい儲け話には、安易に手を出さない。

### 見守りポイント

- お金に困ったり、考え込んでいる様子が見られる。
- 「本当に儲かる?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

## 訪問購入(押し買い)



## 「不用品買い取り」のはずが、強引に貴金属等を買い取られた!

### 対策

- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。
- いったん品物を渡してしまうと取り戻すのが困難なので、注意する。

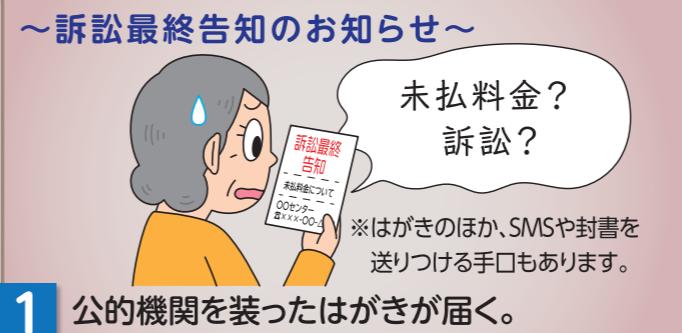
### 見守りポイント

- 大切にしていた貴金属等が無くなっている。

# 声をかけ高齢者を見守りましょう

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求には慌てない!



### 対策

- 電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

### 見守りポイント

- 困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかけ、積極的に声をかける。

東京都消費生活総合センター  
架空請求専用電話

03-3235-2400

## 原野商法の二次被害



### 対策

- 事業者の説明をうのみにして、安易に契約しない。
- 一人で判断せず、家族など周りの人に相談する。

※原野商法の二次被害

過去に資産価値のほとんどない原野を購入した「原野商法」の被害者に、「高値で売れる」などと嘘を言って、新たな契約をさせる。

## 通信販売トラブル



### 対策

- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。

### 見守りポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届く。

### 注意点

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。